

積立式定期預金規定 変更履歴

【改定日 令和8年10月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
3. 証券類の受入れ	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行庫の支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	他行庫の手形・小切手のお預入れができなくなりました。

【改定日 令和6年8月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
4. 利 息	4. (利 息) (1) ～ (2) 省略 (3) この預金を同規定第7条第1項により満期日前に解約する場合、および第7条第4項により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れた時は最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×50% C. 1年以上3年未満 約定利率×70% ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%	4. (利 息) (1) ～ (2) 省略 (3) この預金を同規定第7条第1項により満期日前に解約する場合、および第7条第4項により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れた時は最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。 <u>ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u> ）によって計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×50% C. 1年以上3年未満 約定利率×70% ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%	中途解約時における適用利率(期限前解約利率)を変更しました。